

2025年 ICCサマースクール応募概要



【プログラム概要】

株式会社ICCコンサルタンツでは、海外のサマースクールプログラムへの手配手続きおよび現地でのサポートをお手伝いいたします。英語学習、異文化体験、アクティビティを通じて、世界に目を向ける機会となるでしょう。

- 対象年齢：中学生・高校生（プログラムにより異なります）
- 実施期間：2025年7月～8月中旬
- 滞在方法：ホームステイ or 学生寮
- プログラム内容：英語レッスン + 文化交流 + アクティビティ
- 開催校：

カナダ	ビクトリア・キャンプ(ビクトリア教育学区) デルタ 英語特訓サマースクール(デルタ教育学区)
	コモックス・バレー サマースクール(コモックスバレー教育学区) タムウッドキャンプ、
マレーシア	APLCサマープログラム（アジアパシフィック大学）
ニュージーランド	デューク語学学校サマーコース（デューク・インスティテュート・オブ・スタディ）
オーストラリア	ジュニアキャンプinゴールドコースト（ブラウンズ語学学校）

【参加費用】

- 費用：実費 + ICC手配費用（基本プラン、シンプルプラン、あんしんサポートプランいずれかから選択）
- 実費に含まれるもの：授業料、滞在費、アクティビティ費
- ICCプログラム費用に含まれないもの：航空券、海外保険、お小遣い、現地交通費など

*詳細は『ICCサマースクール2025契約事項』をご確認ください

【ICCのサポートプラン】

以下3種類からの選択となります、

ICCサポート種類	内容	費用
基本プラン	手配のみ	88,000円
シンプルプラン	手配 + LINE遠隔サポート	108,000円 (2週間)
あんしんサポートプラン	手配 + 現地サポート	118,000円 (2週間)

【追加サポートオプション】

追加サポート内容	費用
シンプルプラン(追加分)	10,000円（追加週毎）
あんしんサポート(追加分)	15,000円（追加週毎）
ビザ申請サポート	5,000円
航空券手配料	3,000円
空港乗り換えサポート	15,000円

【お申し込みについて】

- 申込方法：申込書（別紙）をご記入の上、ICCコンサルタンツまで提出
申込証拠金 **88,000円を指定口座に入金。**
※参加申込の前に、必ず契約条項をお読みください。
※振込指定口座は、以下に記載があります。
※申込金88,000円は、留学費用の一部に充当されます。
- 申込締切：2025年5月16日（先着順。満席になり次第受付終了となります）
- 支払方法：銀行振込
- 必要書類：申込書、健康診断書、パスポートコピー（必要に応じて）

【キャンセルポリシー】

- キャンセル料についてビザ発給遅延や現地受け入れ停止など、いかなる理由でも契約書記載のキャンセル費が発生します。
- キャンセル時期により返金額が異なりますので、お申し込み前にご確認ください。

【お問い合わせ】

詳しくはWebサイトまたはLINEでお問い合わせください。

株式会社ICCコンサルタンツ
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前6-9-13 J-6階ビル6階
TEL: 0120-033-470
Email: Highschool@iccworld.co.jp
担当：甲斐・吉田・藤田・須山

銀行：三井住友銀行 目黒支店
口座番号：（普通）7395600
口座名義：株式会社ICCコンサルタンツ

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前6-9-13 J-6階ビル6階
株式会社 ICCコンサルタンツ



一般社団法人海外留学協議会 (JAOS) 正会員
特定非営利活動法人国際教育交流協議会 (JAFSA) 賛助会員
一般社団法人留学サービス審査機構 (J-CROSS) 認証事業者
東京都事旅行業第2-8694号
一般社団法人全国旅行業協会 (ANTA) 正会員



手続きの流れ

STEP 01

参加コース/ICCのサポートを選ぶ

まずはどのコース（国、サマースクール内容など）に参加するかを決めましょう。無料相談も可能です。そして、ICCの3種類のサポート(基本プラン/シンプルプラン/あんしんサポートプラン)から選択をしましょう。

STEP 02

参加申し込み

参加したいコースが決まったら、お申し込みをお願い致します。

- 「参加申込書」のご提出
- お申込金(88,000円)のお振り込み

※上記2点の確認をもって、お申し込み手続き完了となりますが、ご希望のコースへの参加確約はこの時点では完了しておりません。**ご自身でフライトを手配される場合にはご注意ください。**
※お申し込み確認後、留学先に提出する必要書類についてご案内いたします。

STEP 03

渡航手続き

- 留学先への提出書類のご記入
 - 参加費用残額のお支払い
 - 航空券の手配
- ※お申し込み確認後、留学先への提出書類についてご案内いたします。
※このステップの完了を以て、ご参加が確約となります。

STEP 04

渡航準備・出発前オリエンテーション

電子渡航認証の登録、海外旅行保険の加入などを行います。出発前オリエンテーションでは、持ち物など出発前の準備や、空港や飛行機内での行動、学校や滞在先での注意事項、留学する上での心構えなどをお話します。

【電子渡航認証について】

以下の国に入国する際は、電子渡航認証手続きが必要です。いずれも保護者によるオンライン申請、またはオプションにてICCビザ申請のサポートも可能です。

- カナダ: eTA
- オーストラリア: ETA
- ニュージーランド: NZeTA
- マレーシア: MDAC

※日本国籍以外のパスポートを所持されている場合は条件が異なることがありますので、ICCまでお問い合わせください。

出発

ご出発です！気をつけて、楽しい思い出をたくさん作ってきてください！

ICCサマースクール コース一覧/日程/料金表

コース名	参加学年	期間	現地到着日	現地出発日	注意事項	コース費用(実費)
デルタ英語特訓 サマースクール	中3~高3	3週間	7月5日or6日	7月26日	滞在方法: ホームステイ イン&アウト: 指定日 最寄空港: バンクーバー	CA\$ 3,440
			8月3日or4日	8月23日		
キャンプ・ビクトリア	中3~高3	2週間	7月6日	7月20日	滞在方法: ホームステイ イン&アウト: 指定日 最寄空港: ビクトリア (バンクーバー乗換)	CA\$ 3,217.5
			7月13日	7月27日		
			7月20日	8月3日		
			7月27日	8月10日		
		3週間	7月6日	7月27日		CA\$ 4,503.50
			7月13日	8月3日		
			7月20日	8月10日		
		4週間	7月6日	8月3日		CA\$ 5,726.45
			7月13日	8月10日		
			7月27日	8月17日		
5週間	7月6日	8月10日	CA\$ 6,619.50			
	7月13日	8月17日				
6週間	7月6日	8月17日	CA\$ 7,378.50			
コモックス・バレー サマースクール	中3~高3	3週間	6月30日or7月1日	7月19日or20日	滞在方法: ホームステイ イン&アウト: 土or日曜日 最寄空港: コモックス (バンクーバー乗換)	CA\$ 3,500
			7月26日or27日	8月16日or17日		
		4週間	6月30日or7月1日	7月26日or27日		CA\$ 4,500
7月26日or27日	8月23日or24日					
8週間	6月30日or7月1日	8月23日or24日	CA\$ 8,000			
タムウッド・キャンプ サイモンフレーザー大学SFU or プリティッシュ コロンビア大学UBC ※7週間は、SFUのみの設定		2週間	6月29日	7月13日	滞在方法: 大学寮 イン&アウト: 指定日 最寄空港: バンクーバー	CA\$ 5,205
			7月6日	7月20日		
			7月13日	7月27日		
			7月20日	8月3日		
		3週間	6月29日	7月20日		CA\$ 7,315
			7月6日	7月27日		
			7月13日	8月3日		
		4週間	6月29日	7月27日		CA\$ 9,360
			7月6日	8月3日		
			7月13日	8月10日		
7月20日	8月10日					
5週間	6月29日	8月3日	CA\$ 11,525			
6週間	6月29日	8月10日	CA\$ 13,460			
7週間※	6月29日	8月17日	CA\$ 15,390			
ジュニアキャンプ inゴールドコースト	中3~高3	2週間	7月13日	7月27日	滞在方法: ホームステイ イン&アウト: 指定日 最寄空港: ブリスベン	AUS\$ 3,516
			7月20日	8月3日		
			7月27日	8月10日		
			8月3日	8月17日		
		3週間	7月13日	8月3日		AUS\$ 4,819
			7月20日	8月10日		
			7月27日	8月17日		
		4週間	7月13日	8月10日		AUS\$ 6,050
7月20日	8月17日					
5週間	7月13日	8月17日	AUS\$ 7,415			
デューク語学学校 サマーコース in オークランド	中3~高3	3週間	8月2日or3日	8月23日or24日	滞在方法: ホームステイ イン&アウト: 土or日曜日 最寄空港: オークランド	NZ\$ 3,714
APLCサマーキャンプ inマレーシア	高1~高3	4週間	8月2日or3日	8月30日or31日	滞在方法: 大学寮 イン&アウト: 土or日曜日 最寄空港: クアラルンプール	US\$1,900

※上記費用とは別途、サポート費用が発生します。以下の3種類からの選択となります。

①基本サービス (88,000円) ②シンプルプラン (基本サービス+10,000円/週) ③安心サポートプラン (基本サービス+15,000円/週)

上記費用は現地教育機関によるそれぞれのコースの実費となります。教育機関の判断により予告無く変更となる場合もございます。

期間中の留学国の祝日により、休校の対象日となる日もございます。(カナダ 8月4日、マレーシア8月31日など)

航空券は自己手配、またはICCにて旅行代理店への取次が可能です。

自己手配の場合は、以下の条件でのお手配を可能な限りお願いいたします。

・上記の注意事項の欄にある「イン」「アウト」の記載曜日に合わせた渡航便の手配が必要となります。条件からずれる場合は教育機関に確認をする必要がございます。

・時間外対応、延長滞在などが必要な場合、状況に応じて、現地受入機関より、追加費用が発生する場合がございます。

・上記以外の日程、期間、対象年齢について個別にお問合せください。

個人情報の取り扱いについて

株式会社 ICC コンサルタンツは、お客様の個人情報の取り扱いについて、下記の通り適切な取り扱いに努めます。

(1) 個人情報を利用する目的

取得した個人情報の利用目的は、当社が提供するプログラム（以下、「本サービス」という）への参加手続及びそれに関連するご連絡、本サービスの実行及びそれに関連するサポート管理、お申込みされたご契約の履行（ご契約内容は、プログラム契約書を参照ください）、ご本人の同意またはご希望条件を満たす、受入れ先となる企業・学校・団体等への個人情報の提供、当社が提供する留学プログラムやセミナー、フェア等のご案内、当社または本サービスへのご質問、お問合せに対する回答のために利用し、それ以外の目的で利用することはありません。また、本サービスをお申込みされる方が未成年者（満 20 歳未満の方）の場合は、保護者の同意を頂いた上で、個人情報をご提供ください。ビザ申請手続代行時に、申請費用のお支払のためにクレジットカード決済が必要な場合があります。

当社または当社が業務委託する機関が申請代行を行う場合、入国管理機関等が指定するビザ申請フォーム等にて決済処理をクレジットカードで行う場合があります。また、緊急時に発生する決済処理においてもクレジットカード情報をご提供いただく場合があります。なお、当社では最大 1 カ月間保管した後、適切に廃棄します。但し、ビザ申請状況により保管期間を延長する可能性があります。

(2) 要配慮個人情報の取得、利用及び提供について

本サービスの参加手続及び渡航手配、本サービスの実行及びそれに関連するサポート管理のため、病歴・アレルギー・既往症等の健康に関する情報、旅券番号、宗教・文化的制約等の機微な個人情報の取得、ならびに当社が業務委託する旅行代理店、受入れ先となる企業・学校・団体等への提供、滞在先、現地サポート者等、外国にある第三者へ提供する可能性があります。

(3) 個人情報の第三者提供について

取得した個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲において、外部委託することがあります。また、個人情報は次の通り、第三者提供します。

①お申込みされたご契約の履行（ご契約内容は、各プログラムの契約事項を参照ください）のため、郵送、メールまたはインターネット経由で、氏名、住所、連絡先、語学スキル等をご本人の同意またはご希望条件を満たす、留学先またはインターンシップ先となる企業・学校・団体等に提供します。

②お申込みされた留学プログラムの実施に必要な渡航及び宿泊手配のため、郵送、メールまたはインターネット経由で、氏名、住所、連絡先等を渡航及び宿泊手配を行う旅行代理店に第三者提供します。

③お申込みされた留学プログラムの実施に必要なビザ取得または緊急時に発生する決済処理のため、電話、郵送またはインターネット経由で、カード番号、カード会社、カード有効期限、セキュリティコード、名義、電話番号等を当該入国管理機関等に第三者提供します。

(4) 取得の任意性について

個人情報のご提出は任意ですが、個人情報を提供していただけない場合は上記の各利用目的に沿った取り扱いが適切に遂行できない場合があります。

(5) 個人情報の開示等の請求について

当社に提供して頂いた個人情報は、利用目的の通知、個人情報の開示、訂正、項目の追加または削除、消去や利用停止、提供停止を求める権利があります。個人情報の開示等の請求を行う場合は、下記までご連絡ください。

【個人情報に関するお問い合わせ先】

株式会社 ICC コンサルタンツ

個人情報保護管理者：IT・コンプライアンス統括室 マネージャー

TEL：03-6434-1315 E-mail：info@iccworld.co.jp 受付時間 平日（祝祭日を除く）10:00～18:30

ICC サマースクール 2025 契約事項

株式会社 ICC コンサルタンツ（以下「甲」とします）と ICC サマースクール参加者（以下「乙」とします）間に締結されるプログラム実施に関する契約（以下「本契約」とします）の契約内容は次の通りです。

第1条 本契約の目的

本契約は甲が派遣先の現地教育機関でサマースクール（サマーキャンプとも言う）の機会を提供し、契約内容に応じた手配手続きおよび必要に現地でのケアサービスを提供することを目的とする。

第2条 サービスの種類と内容

甲は乙に対し、次のサービスプランを提供します。

- (1) 『基本プラン』（手配手続きのみ）
 1. 研修校への受入手配取次ぎ
 2. 研修校での滞在先（寮、またはホームステイ）の手配取次ぎ
 3. 渡航に必要な書類作成のサポート
 4. 事前オリエンテーションの実施
- (2) 『シンプルプラン』（手配手続き+オンライン相談）

上記「基本プラン」に加え滞在中のオンライン相談メールまたはライン等 SNS を使用した現地スタッフによる生活アドバイス
*「生活アドバイス」は、メールまたはライン等 SNS を使用し対応します。対面での対応はいたしません。
*対応時間は留学先時間 9:00~17:00 となります。
*シンプルプランは最短 2 週間からの受付となります。
- (3) 『あんしんサポートプラン』（手配手続き+対面およびオンラインでの相談）上記「基本プラン」および「シンプルプラン」に加え現地スタッフによるサポート
 1. 緊急時の対応
 2. 現地スタッフによる面談の実施
 3. 1 週間に 1 回の保護者向けレポート*「あんしんサポート」は、最短 2 週間からの受付となります。
*ご相談等対応は必要に応じて対面に実施いたします。

第3条 甲による有料サービス(オプションサービス)

甲は、乙の希望に応じて、以下のオプションサービスを追加で提供いたします。乙がオプションサービスを希望する場合は、別途追加料金を支払うものとします。

- (1) 空港乗り換えサービス：15,000 円/片道 1 回
指定空港における、直行便到着空港から最終目的地の空港までの乗り継ぎに関する SNS/LINE によるオンラインサポートです。
- (2) ビザ申請サポート：5,000 円
渡航に必要なとされる各国の渡航に必要な電子渡航認証の取得補助です。
- (3) 航空券手配手数料：3,000 円

希望に応じて航空券の手配を旅行代理店に取り次ぎ手配をする場合の手数費用です。

第4条 契約外サービス

甲は本契約の範囲外のサービスとして、乙との個別の契約に基づき、乙に対し次のサービスを行います。

- (1) 本契約の範囲外の宿泊、滞在先の手配取次ぎ
- (2) 海外留学生保険の手配
- (3) 航空券手配のための旅行代理店への取次ぎ
- (4) 渡航に必要な関連手続き（電子渡航認証取得/成人同伴者なしの小児旅客向けサポートサービス手配など）
- (5) その他、乙の求めに応じて行う特別のサービス

第5条 契約の成立

乙が甲に対し本プログラムへの参加を申し込む場合、乙は甲の指定する本プログラム参加申込書に必要事項を記入の上、別に定めるプログラム費用の一部金（お申込金）を添えて甲に対して申込をするものとします。甲において申込を受け付けた時点で、本契約が成立します。

第6条 参加条件など

乙から甲に対する参加申込がなされた場合においても、以下の各場合、甲は参加申込を受け付けないことがあります。

- (1) 乙の申込が、甲の定める参加条件に適合しない場合
- (2) 乙が甲の定めた「研修に関する適性」を欠くと甲により見なさ

れる場合

- (3) 甲の業務上やむを得ない事由がある場合

第7条 必要書類

乙は甲が指定する期日までに、留学手続に必要な書類を甲に提出するものとします。

第8条 諸費用

乙は本契約に基づく甲のサービス提供に対する対価として、別紙「コース費用一覧」に定めるコース費用とは別に、プログラム費用として以下プログラム費用を甲に対して支払います。

- (1) 基本プラン：88,000 円（国内取引 80,000 円に対しての 10% 消費税含まれる）
 - (2) シンプルプラン：基本プラン（88,000 円）に加え 10,000 円/週（海外取引のため消費税含まず）
 - (3) あんしんサポートプラン：基本プラン（88,000 円）に加え 15,000 円/週（海外取引のため消費税含まず）
- * お申込金：88,000 円は、第 2 条の『基本プラン』または『シンプルプラン』または『あんしんサポートプラン』費用の一部金として充当します。

* 乙の甲への申込が、出発予定日から起算して 45 日以内の場合は、緊急手続費用として 11,000 円を別途申し受けます。

1. プログラム費用に含まれるもの

i. 基本プラン

サマースクール申込手続代行料、滞在先（寮もしくはホームステイ）手配取次ぎ費用、その他手続きに関する事務諸経費等が含まれます。

ii. シンプルプラン

上記 i. 基本プランに含まれる内容および SNS 等による相談サポート対応、

iii. あんしんサポートプラン

上記 i. 基本プランに含まれる内容および対面での相談サポート対応（対面）、研修中の緊急時サポート、研修終了後の保護者向け経過レポート

2. 次に定める費用はプログラム費用に含まれません。

サマースクール受講料、教材及び材料費、研修中の滞在費及び食費、日本と研修国間の航空運賃、渡航に必要な関連手続き（電子渡航認証取得費/成人同伴者無しの小児旅客向けサポートサービス費用、後見人書類作成に関わる公証手続き費用、戸籍抄本取り寄せ費用および翻訳代など）、海外旅行保険料、お小遣い、プログラム費用に含まれない教材費及び材料費、本契約範囲外の現地宿泊費及び送迎費用、現地空港または研修先での出迎え及び見送りサービス（指定便のみ対象）、バンクーバー空港での乗り継ぎサポート（指定便のみ対象）、相談時に必要となる通信費

*また第 4 条に定める本契約範囲外のサービスを乙が求める場合、乙は甲に対し、別途費用を支払う必要があります。

第9条 サマースクール・プログラム費用残金のご請求

- (1) 甲は、お申込確定後、乙に対してサマースクール・プログラム費用を請求します。費用は、留学先の教育機関による実費となります。乙は、学費・滞在費等の現地必要経費などを指定された期日までに指定の銀行口座に振り込むものとします。留学費用等は、受け入れ先が期日を定めている場合や、制度上必要な場合を除き、出発予定日から起算して 90 日以上前にお支払いいただくことはありません。

(2) 指定の期日までに入金されない場合、甲が留学手続を停止し、乙の希望の出発日までに留学手続が完了出来なくなる場合があります。教育機関が提供している学費・滞在費等の現地必要経費は何の予告もなく変更されます。変更になった場合、乙は甲に対し指定の方法で、必要な差額を支払うものとします。

(3) 学費・滞在費等の現地必要経費の乙から甲への支払いは円貨とします。適用する為替レートは、請求日当日の三井住友銀行の TTS 送金レートに一律 3 円加算した円貨を適用するものとします。但し、請求日当日が銀行休業日の場合、翌銀行営業日の TTS 送金レートを適用します。

※請求日は、留学先からの請求書または授業料納付書等に記載された日を請求日とします。

- (4) 『シンプルプラン』『あんしんサポートプラン』の場合は、申込

金を差し引いた残金を残金のご請求時に請求いたします。
※銀行振り込みに際しては、領収書は取扱金融機関等の振込受領書をもって代えるものとします。

第10条 解約と返金

乙が乙の事情で本契約を解除し、または変更した場合は、乙は甲に対して次の区分に従って解約料を支払うものとします。尚、留学生保険、航空券等運輸機関の手配などに関する解約料及び払戻金額については当該機関の定めによります。また、解約時返金の振込手数料は、乙の負担とさせていただきますのでご了承下さい。

(1) 『基本プラン』にお申し込みされた場合

1. 申込日より起算して8日目までになされた解約について：解約料は発生致しません。

2. 申込日より起算して9日目以降研修開始日90日前までになされた解約…解約料：申込金相当額

(2) 『シンプルプラン』または『あんしんサポートプラン』にお申し込みされた場合

1. 申込日より起算して9日目以降出発日前日までになされた解約…解約料：申込金相当額および基本プラン以外のプログラム費の10%

2. 出発日より以降になされた解約…解約料：プログラム費相当額（払戻しはありません）

* 緊急手続費用が発生した場合の解約については、緊急手続費用は返金しませんのでご了承ください。

第11条 研修成果の不担保

本プログラムは甲が乙に派遣先の各教育機関でのサマースクールの機会と、これに必要な現地でのケア及びサービスを提供することを本旨としており、研修における資格取得、英語力向上などの研修成果の獲得、研修による心理的満足を保証するものではありません。

第12条 契約内容の変更

甲は以下の場合、本契約内容を変更することができます。

(1) 不可抗力による事由で、甲が義務を履行することが不可能または著しく困難になった場合

(2) 乙が日本国の公序良俗に反する行為をはじめ、日本国の法令に違反する行為をなし、甲において本プログラムの目的・趣旨に照らして乙のプログラム参加が不相当であると認めた場合

(3) 乙が研修国の公序良俗に反する行為をはじめ、研修国の移民法その他の法令に違反する行為をなし、甲において本プログラムの目的・趣旨に照らして乙のプログラム参加が不相当であると認めた場合

(4) その他やむを得ない事情により契約内容変更の必要が生じた場合

第13条 契約の解除

(1) 以下の場合、甲は本契約を解除することができます。

1. 定められた期日までに、本契約「第6条必要書類」に定める書類が甲に対し送付されない場合

2. 定められた期日までに、本契約「第4条契約の成立」に定められるプログラム費用の支払いが完了しなかった場合

3. 乙が2週間以上にわたり通常連絡手段による連絡が不可能となった場合

4. 乙が甲に届け出た乙に関する情報に、虚偽あるいは重大な遺漏があった場合

5. 乙が研修国に入国を拒否された場合

6. 申込手続後に乙が怪我や病気などの事由によりプログラム参加が困難になった場合

7. 乙が日本国の公序良俗に反する行為をはじめ、日本国の法令に違反する行為をなし、甲において本プログラムの目的・趣旨に照らして乙のプログラム参加が不相当であると認めた場合

8. 乙が研修国の公序良俗に反する行為をはじめ研修国の移民法その他の法令に違反する行為をなし、甲において本プログラムの目的・趣旨に照らして乙のプログラム参加が不相当であると認めた場合

9. 乙が研修先の規則に従わず、研修中止等の処分となった場合

10. 乙が正当な理由なく、甲のアドバイスやガイダンスには従わず、または甲のサービス提供に協力しないなど、甲が本契約に基づくサービスを履行することが困難となった場合

11. 乙が甲と他の参加者との契約関係に干渉または介入して紛争

を生じさせた場合

12. 乙が本契約に違反した場合

13. 乙が本契約の「第5条」の事由に該当することが判明した場合

14. その他甲において、本プログラムの目的・趣旨に照らして乙のプログラム参加が不相当であると認めた場合

(2) 契約解除時の費用

前項による本契約が解除された場合、それまでに支払われたプログラム参加費用、その他の費用はプログラムの進行状況に応じて返金されることがあります。また乙が支払った金額を上回る損害が甲に生じた場合は、甲は乙に対し、不足額につき請求することができます。なお、日本と研修国間の航空運賃、海外留学生保険料、研修国の入国手続に係る費用などについては、当該機関の定めによるものとします。

第14条 免責事項

甲は次に例示するような甲の責によらない事由により、乙が被った各損害及び責任において、乙に対し、何ら損害賠償及び責任の義務を負いません。

* 本プログラムは、旅行業法に基づく営業保証金および弁済業務保証金の対象外となります。

(1) 運輸機関の遅延、キャンセル、ストライキ、ハイジャック、事故等による乙の損害

(2) 天変地異、政変、動乱、ストライキ、テロ、戦争などの不可抗力によって発生した乙の損害

(3) 研修先、滞在先等の留学先における盗難・係争・不利益など乙が現地滞在中または渡航中に受けた損害

(4) 留学国渡航中、滞在中および留学国での旅行中に発生した交通事故を含む事故、怪我、病気などに対する責任

(5) 乙の個人的事由で研修国への入国を拒否された場合の責任

(6) 乙の研修国の法令・風俗・道徳及び研修校の規則等の無知により乙が受けた損害等の賠償責任

(7) サマースクール受講の取次ぎ手配において、乙が希望する講座への取次ぎ手配が実現しなかった場合の損害

(8) 乙の意思により留学を取りやめた場合の費用返金等の責任

(9) 乙が研修先の定める規則に従わず、研修中止処分を受けた場合の費用返金の責任

(10) 為替や物価の変動による滞在費等の改訂による乙の出捐

(11) 「第7条 必要書類」に定める書類が甲に対し送付されず、入学手配が出来なかった場合の損害

第15条 責任範囲

甲は本契約に明記された義務を甲の故意または過失に基づき履行せず、直接乙に損害を与えた場合にのみこれを賠償する責任を負担します。従って本契約「第14条 免責事項」等に該当する乙の損害については、賠償の責めを負いません。

第16条 損害賠償義務

乙が故意または過失により甲に対し損害を与えた場合は、乙は直ちに甲に対し損害の賠償をしなければなりません。

第17条 準拠法令等

本契約の解釈及び本契約に定めのない事項については、日本国内の法令及び慣習によるものとします。

第18条 裁判管轄

本契約及びプログラムに関して生じた紛争の裁判管轄は、東京地方裁判所を第一審の専属的裁判所とします。

第19条 約定の変更

本契約は事情により、告知なしに変更されることがあります。

第20条 発行期日

本契約は、2025年2月1日以降に申し込まれる契約に適用されません。

